

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十五号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「の種別」を削り、「道路使用許可証再交付手数料」の下に「並びに第十一条の表に掲げる手数料」を加え、「その他知事が特別の事情があると認めたと き」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項に規定する場合を除くほか、特別の理由により必要があると認めるときは、手数料を免除することができる。

第十四条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。